

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求職（取扱職業のうち 家政婦（夫）・配膳人・マネキンの場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

マネキン・配膳人 求職の受付 1件につき 650円（消費税相当分を含む。）を求職者から

家政婦（夫） 求職の受付 1件につき 660円（消費税相当分を含む。）を求職者から

（但し、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません）

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	1,000円以内 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照会その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50%以内 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50%以内 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 10万円 活動1日当たり 3万円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50%以内 手数料負担者は求人者とします。
個人家庭において、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項」に規定する介護関係業務に係わる作業であって、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練または介護に関わる作業に従事する家政婦（夫）については、労災保険特別加入に係わる第二種特別加入保険料に充てるべき額を求人された方から徴収します。（但し、家政婦（夫）が特別加入した場合に限る）	支払われた賃金の0.75%（消費税相当分を含む。）に該当する額。 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料は消費税が含まれています。